

日本臨床発達心理士会中国・四国支部  
各地区研修会・事例検討会等への補助金に関する申し合わせ

2010年5月30日支部役員会決定

2017年6月1日支部役員会改訂

## 1 目的

中国・四国支部主催の研修会以外に、中国・四国支部内の各地区における会員の自主的な研修会・事例検討会等の活動を支援すること並びにその活動を通して各地区における会員相互の交流，他団体・組織等との連携及び臨床発達心理士資格の周知を支援することを目的とする。

## 2 条件

- (1) 補助金は、支部会員が主催する中国・四国支部内の各地区における会員の自主的な研修会・事例検討会等を対象とする。
- (2) 補助金の対象となる費目は、会場費，資料印刷費，通信連絡費，講師謝金，講師旅費，その他とする。ただし，飲食費を含むことはできない。
- (3) 補助金は、当分の間，1件あたり1万円を上限とする。
- (4) 同一申請者による補助金の申請は，同一年度内で2件までとする。
- (5) 補助金の年間予算額（注：2017年度は10万円）を超えると見込まれる場合は，役員会での承認を必要とする。
- (6) 申請者は，開催案内・通知・チラシ等に，「日本臨床発達心理士会中国・四国支部後援」と明記する。
- (7) 申請者は，開催会場に日本臨床発達心理士会のパンフレット等を置いて臨床発達心理士について広報する。

## 3 手続

- (1) 申請者は，開催の1か月前までに，支部事務局へ所定の様式の申請書を提出する。
- (2) 支部事務局は，申請書について支部長及び研修担当役員の承認を得る。
- (3) 会報担当役員は，支部会員へ申請書に記載された開催内容の詳細を会員情報管理システム（S O L T I）で知らせる。ホームページ担当役員は，同じ内容を支部ホームページに掲載する。
- (4) 申請者は，開催後すみやかに，支部事務局へ所定の様式の報告書及び領収書を提出するとともに，支部会報に掲載するための開催報告を提出する。

## 4 その他

- (1) 当補助金について，支部総会，支部会報等で支部会員に広報する。
- (2) 補助金の1件あたりの上限額については，今後の申請状況を見て，必要であれば役員会で再検討する。

日本臨床発達心理士会中国・四国支部  
各地区研修会・事例検討会等への補助金申請書

提出日： 年 月 日

申請者名	
開催年月日	年 月 日( )
時 間	時 分～ 時 分( 時間 分)
題目・内容	
講 師 (氏名・所属)	
会場名・ 会場所在地	
参加予定者	臨床発達心理士 名 臨床発達心理士以外 名
開催費用予算	収入  支出  補助金申請額
問い合わせ・連絡先 (氏名・電話番号・ メールアドレス)	

2017年6月1日改訂

日本臨床発達心理士会中国・四国支部  
各地区研修会・事例検討会等への補助金報告書

提出日：                   年       月       日

報告者名	
開催年月日	年       月       日(       )
時    間	時       分～       時       分(       時間       分)
題目・内容	
講    師 (氏名・所属)	
会場名・ 会場所在地	
参加者	臨床発達心理士       名 臨床発達心理士以外       名
開催費用決算 (領収書を添付)	収入  支出   補助金申請額
問い合わせ・連絡先 (氏名・電話番号・ メールアドレス)	
補助金振込先	銀行                   支店 口座番号                口座名義

2017年6月1日改訂